

秋田県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
|-------|---------|-----------------|--------------|
| 県道 | 寺内新屋雄和線 | 秋田市豊岩小山字狐森231番7 | から字袖ノ沢5番10まで |

2 供用開始の期日 令和8年3月27日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和8年3月27日（金）から同年4月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）